

東京都立園芸高等学校定時制課程管理運営規程

10園芸高第590号
平成10年11月30日
校長決定
平成16年3月31日改正
平成18年3月31日改正
平成19年6月8日改正
平成20年4月1日改正

第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立園芸高等学校定時制課程(以下「本校」という。)の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督する。

第6 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第7 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。ただし、特別の事情のあるときは、その一部を置かないことができる。

- 1 部
教務部、生活指導部、進路指導部、保健部及び農場部を置く。
- 2 学年
第1学年、第2学年、第3学年及び第4学年を置く。
- 3 学科
園芸科を置く。
- 4 教科
国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、家庭、芸術、外国語及び農業を置く。
- 5 企画調整会議
- 6 職員会議
- 7 委員会
入学者選抜委員会、教科書選定委員会、学校給食運営委員会、学校安全委員会、ホームページ管理運営・パソコン委員会、安全衛生委員会、防災委員会、学校保健委員会、改築・施設整備委員会、キャリア教育推進委員会、百周年企画委員会及び園芸展委員会を置く。
- 8 学校運営連絡協議会

9 その他

校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第8 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第9 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、各部主任その他校長が必要と認めた者とする。

3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めたときは、企画調整会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4 開催

定例会は、原則として隔週に開催する。

5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 その他、必要な事項は、校長が定める。

第10 職員会議

1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

(1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。

(2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。

(3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めたときは、職員会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4 開催

定例会は、原則として月2回開催する。

5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 司会

校長が選任する。

7 記録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

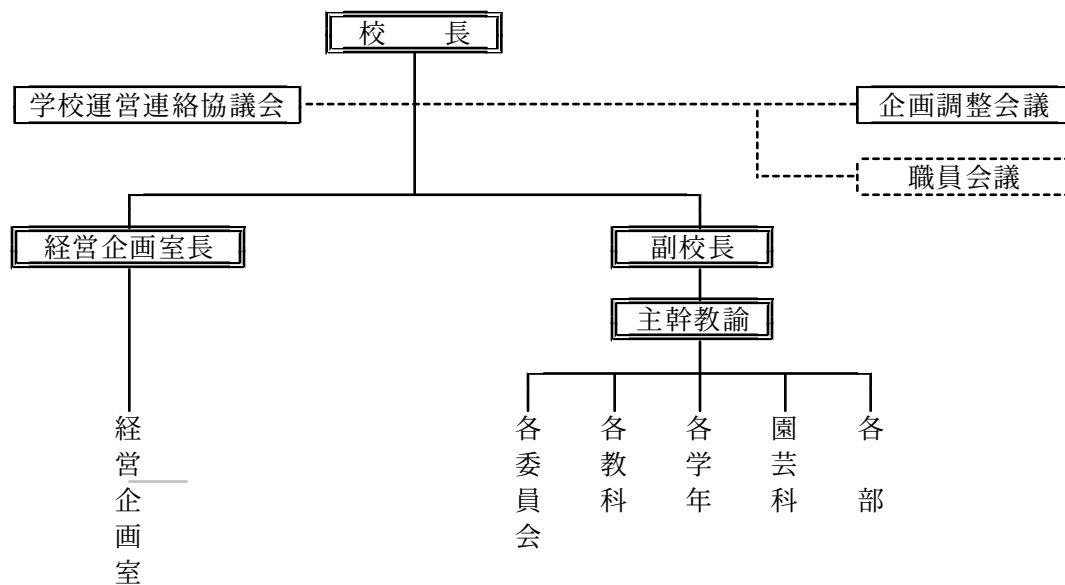
8 運営

(1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。

(2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意向を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第11 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



第 12 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第 13 予算

校内予算の構成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第 14 年間授業計画及び週ごとの指導計画

校長は、所属職員に年間授業計画及び週ごとの指導計画の作成を指示し、教育課程の管理を行う。

第 15 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第 16 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附 則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。